

別紙 1

仕様書

1 業務名 彦島終末処理場ほか電気設備管理業務

2 業務対象事業場（以下「対象事業場」という。）

（筋ヶ浜処理区 2ヶ所）

竹崎中継ポンプ場 下関市竹崎町四丁目 5 番 26 号

筋川中継ポンプ場 下関市筋川町 23 番 32 号

（彦島処理区 8ヶ所）

彦島終末処理場 下関市彦島福浦町一丁目 28 番 31 号

江の浦中継ポンプ場 下関市彦島江の浦町一丁目 1 番 1 号

本村中継ポンプ場 下関市彦島本村町三丁目 1 番 1 号

福浦中継ポンプ場 下関市彦島福浦町一丁目 8 番 9 号

西山中継ポンプ場 下関市彦島迫町二丁目 7 番 13 号

南風泊中継ポンプ場 下関市彦島西山町四丁目 1 番 78 号

田の首中継ポンプ場 下関市彦島田の首町一丁目 11 番 9 号

弟子待中継ポンプ場 下関市彦島弟子待町二丁目 13 番 10 号

（山陰処理区 5ヶ所）

山陰終末処理場 下関市大字垢田字洞の上

武久中継ポンプ場 下関市武久町二丁目 24 番 16 号

宮の下中継ポンプ場 下関市幡生宮の下町 27 番 16 号

綾羅木中継ポンプ場 下関市古屋町二丁目 13 番 10 号

吉見中継ポンプ場 下関市吉見本町一丁目

（山陽処理区 4ヶ所）

山陽終末処理場 下関市乃木浜二丁目 2192 番地

王喜中継ポンプ場 下関市木屋川南町四丁目 909 番地 1

小月排水ポンプ場 下関市大字清末字大新田川向の 7

小月啓作排水ポンプ場 下関市小月南町 1236 番地

（蓋井島処理区 1ヶ所）

蓋井島漁港漁業集落排水処理施設 下関市蓋井島

合計 20ヶ所

※設備概要は別紙 2 「設備概要」による。

3 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 4 業務概要

電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条に定める主任技術者の選任、保安管理業務及び対象事業場における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する業務を行う。

業務の実施に当たっては、電気事業法第42条その他関係法令を遵守すること。また、受注者が行う点検、測定及び試験は、電気工作物の種類に応じ原則として本仕様書に基づき、別紙3「巡視、点検、測定及び試験の基準」のとおり行うものとする。なお、本仕様書に記載する事項で詳細な説明を要するものがある場合については、「自家用電気工作物保安管理業務契約に関する細目書」を受注者と協議の上、作成するものとする。

ただし、対象事業場に設置された保護継電器のうち、製造年度から10年を経過したものについては、毎年保護継電器試験（動作特性及び連動動作試験）を実施する。（別紙5「保護継電器一覧」参照）

保安管理業務の実施等については別紙6のとおりとする。

#### 5 実施方法

##### (1) 月次点検

###### ア 隔月点検

本村中継ポンプ場、南風泊中継ポンプ場、田の首中継ポンプ場、弟子待中継ポンプ場、筋川中継ポンプ場、蓋井島漁港漁業集落排水処理施設、王喜中継ポンプ場及び小月排水ポンプ場

###### イ 毎月点検

ア以外の対象事業場

##### (2) 年次点検又は精密点検（年1回）

###### ア 精密点検

福浦中継ポンプ場、武久中継ポンプ場、綾羅木中継ポンプ場、吉見中継ポンプ場及び小月啓作排水ポンプ場

イ 年次点検

ア以外の対象事業場

(3) 臨時点検

(4) 改修・更新工事の立会

6 点検の種類及び周期

別紙3「巡視、点検、測定及び試験の基準」のとおりとする。

7 工事期間中の点検

別紙4「(1) 工事に関する点検、測定及び試験項目」のとおりとする。  
電気工作物の設置又は変更の工事が適正に行われるよう、次項に掲げる月次点検及び年次点検と同等の外部点検を毎週1回行うものとする。

8 月次点検、年次点検及び精密点検

別紙4「(2) 維持、運用に関する点検、測定及び試験項目」のとおりとする。

9 臨時点検

(1) 臨時点検は、異常が発生した際に実施するものとし、点検項目は、別紙4「(2) 維持、運用に関する点検、測定及び試験項目」のとおりとする。

(2) 電気事故が発生した場合又は発生のおそれのある場合の処置

ア 次に掲げる場合は、その都度各項に示す機器について、異常状況の点検及び絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

(ア) 高圧機材の異常による短絡電流等で、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合においては、受電設備の全電気工作物

(イ) 受電用遮断器（電力ヒューズを含む。）が遮断動作をした場合においては、遮断動作の原因となった電気機材

(ウ) その他の電気機材に異常が発生した場合においては、その電気機材

イ 高圧受電設備に事故発生のおそれがある場合には、その都度、点検、測定及び試験を行う。

#### 1 0 毎月の業務終了後、遅滞なく提出する書類

- (1) 点検報告書（1部）
- (2) 業務完了届（1部）
- (3) その他発注者が指示するもの。

#### 1 1 委託料の支払い

委託料については、提出された業務完了届に基づく検査に合格した後、毎月支払うものとする。

#### 1 2 注意事項

(1) 受注者は、契約締結後、速やかに外部委託承認申請に必要な手続き書類を作成し、監督省庁へ提出すること。

なお、この申請及び届出に係る費用は、本委託料に含むものとする。

また、申請後1ヶ月以内に承認を得られなかった場合、又は取消しとなった場合は、発注者はこの契約を一方向的に解除することができるものとする。ただし、受注者が昨年度と引続き同一のものである場合は、この申請及び届出は省略できるものとする。

(2) 点検予定は、各業務履行前に各処理区の下水道施設課担当職員(以下「担当職員」という。)及び各施設の運転管理受注業者と協議すること。

(3) 業務の履行に当たり、関係法令を遵守し、安全管理に務めること。また、各処理区の担当職員と事前に打ち合わせを行うこと。

(4) 業務に必要な機材は、受注者の負担とする。

(5) 業務の履行に当たり発注者に損害を与えた場合は、受注者の責任において、これを保障しなければならない。

(6) 受注者は、点検の結果について、発注者に報告すること。

なお、異常を認めた場合には、ただちに各処理区の担当職員へ報告し協議の上その処置を決定すること。

- (7) 業務で発見された不具合（劣化・損傷・汚損等）が原因で、本来の機能・性能を発揮しないおそれのある場合、又は正常な機能・性能維持が困難と判断される場合は、ただちに発注者へ報告し、協議の上その処置を決定すること。
- (8) 業務の履行に当たり、処理場・ポンプ場の運転に支障を与えないこと。
- (9) 増改築及び更新中の設備については、各処理区の担当職員に確認を行い、協議の上点検内容等を決定すること。